

令和7年6月27日	資料 1
第3回匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関する専門委員会	

他DBとの連結申出の手続き・審査体制等について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
こども家庭庁支援局障害児支援課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan
Children and Families Agency, Government of Japan

前回の議事の振り返りと今回の議事について

第1回専門委員会では、ガイドラインの論点の中で、審査体制として、他の公的DBとは合同の審査会は設置せず、各DBのそれぞれの審査会で諮ることをご説明した。

「障害福祉DBデータの第三者提供に係る手続について」の議事においては、障害福祉DBデータの単独利用、連結利用を区別せず、申出から公表までのプロセスの概略、申出者に提出いただく書類の一覧、専門委員会における主な審査の観点を説明した。

今回、連結先DBの候補が挙がっており、その審査体制をDBごとに示すことで審査体制を具体化する。また連結申出特有の留意点を説明する。

【当資料の内容】

1. 連結先のDBについて
2. 連結申出の際の各DB事務局の連携
3. 連結申出の際に追加される審査の観点的概要
4. 連結申出の場合の審査体制

1 . 連結先のDBについて

法令上連結が可能となっているDB

第三者提供を開始しており、他の公的DBとの連結解析を可能とする法案が成立している7種類のデータベースがある。
令和7年7月時点における他DBの連結状況は以下の通り。

他DBの連結状況（令和7年7月時点）

保有するデータの区分	国が保有するデータベース						認定事業者が保有するDB
	匿名データベース （特定の個人の識別ができないデータベース）			顕名データベース （特定の個人の識別が可能なデータベース）			顕名DB
データベースの名称	NDB （匿名医療保険等関連情報データベース）	介護DB （匿名介護保険等関連情報データベース）	DPCDB （匿名診療等関連情報データベース）	難病DB （指定難病患者データベース）	小慢DB （小児慢性特定疾病児童等データベース）	iDB （匿名感染症関連情報データベース）	次世代DB （次世代医療基盤法に基づくデータベース）
NDB		○	○	×	×	○	○
介護DB	○		○	×	×	○	○
DPCDB	○	○		×	×	○	○
難病DB	×	×	×		○	×	×
小慢DB	×	×	×	○		×	×
iDB	○	○	○	×	×		×
次世代DB	○	○	○	×	×	×	

先行するNDBの方針

NDBでは順次連結解析を可能としていく方針である。

(参考) 他の医療・介護データ等との連結解析に向けて

EBPMや研究利用の基盤として、NDBの利便性・価値向上を図っていくため、

NDBと他の医療・介護データ等との連結解析を順次進めていく。

識別子はID4, ID5

区分	DB名	主なデータ	NDBとの連結の意義・必要性	連結の検討状況等
公的	介護DB	・介護レセプト ・要介護認定情報	要介護者の治療前後の医療・介護サービスの利用状況の把握・分析に資する。	令和2年10月開始
	DPCDB	・DPCデータ (診療情報、請求情報)	急性期病院の入院患者の状態の把握が可能となり、急性期医療の治療実態の分析に資する。	令和4年4月開始
	障害福祉DB	・給付費等明細書情報 ・障害支援区分認定情報	障害者の治療前後の医療・障害福祉サービスの利用状況の把握・分析に資する。	連結解析を可能とする法案が成立。施行に向けて検討中。
	予防接種DB	・予防接種記録 ・副反応疑い報告	予防接種の有無を比較した、ワクチンの有効性・安全性に関する調査・分析に資する。	連結解析を可能とする法案が成立。施行に向けて検討中。
	感染症DB	・発生届情報	感染症の治療実態と予後の把握・分析に資する。	連結解析を可能とする法案が成立。令和6年4月施行予定。
	難病DB	・臨床調査個人票	網羅的・経時的な治療情報を得ることが可能となり、より詳細な治療実態の把握・分析に資する。	連結解析を可能とする法案が成立。連結に向けて検討中。
	小慢DB	・医療意見書		
民間	全国がん登録DB	・届出対象情報 ・死亡情報	各種がんの各ステージ分類毎による治療実態と予後の把握・分析に資する。	引き続き検討中
	次世代DB	・医療機関の診療情報	医療情報と連結・分析を可能にすることにより医療分野の研究開発を促進する。	連結解析を可能とする法案が成立。令和6年5月までに施行予定。

(出所) 厚生労働省, 「新たに連結可能となる医療・介護データ等との連結解析に係る案件の審査方針について(案)」, 第15回匿名医療・介護情報等の提供に関する委員会, 資料1, 令和6年2月9日 について、赤囲みを加筆。

1.2 連結先DB（案）

先行するNDBと同様に、現時点で連結可能な全ての公的DB（NDB、介護DB、DPCDB、難病・小慢DB及びiDB）及び次世代DBと連結してはどうか。

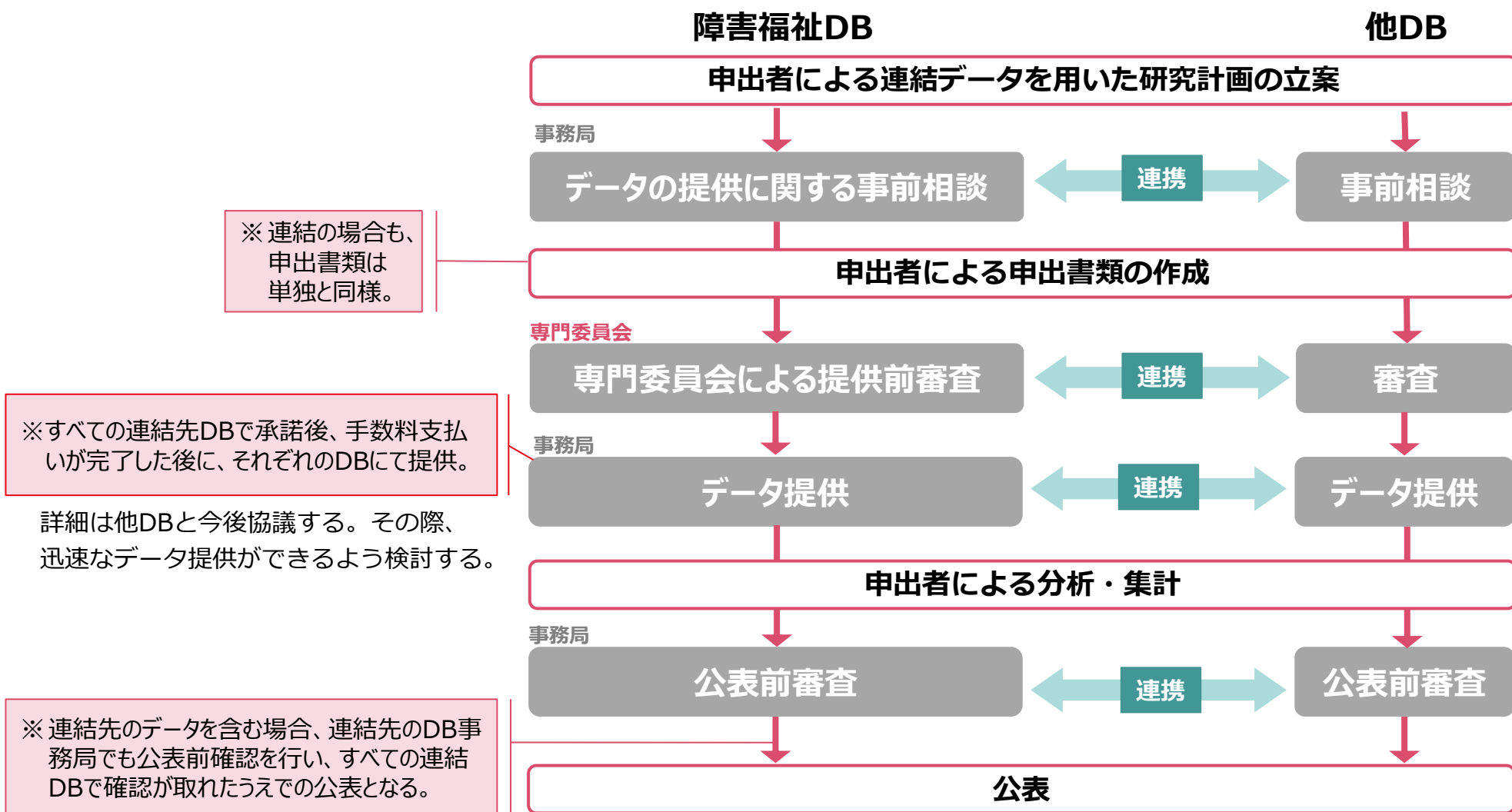
なお、連結先DBの種類、研究テーマの設定によっては、個人特定の恐れのある内容となる可能性があるが、専門委員会の個別審査にて詳細を確認した上で提供を認めないことや、成果物の公表前確認にて公表を認めないことが可能であるため、連結先DBについて、現時点で連結可能な全ての公的DB及び次世代DBとしても差し支えないと考えられる。

	ユースケース
NDB	医療分野と障害分野が絡むような課題の定量的分析が可能となる。 障害者・児の健康状態の分析、報酬改定の影響に関する分析、精神障害者に対する治療の効果に関する分析、等
介護DB	介護分野と障害分野が絡むような課題の定量的分析が可能となる。 介護保険サービスを受けるようになった際の障害福祉サービスの利用状況に関する分析、各市町村別の高齢者割合と介護・障害福祉サービスによる一体的な支援体制に関する相関分析、等
DPCDB	DPC入院を利用している医療的ケア児の実態把握が可能となる。
難病DB	難病患者の障害福祉サービスの利用状況の把握が可能となる。 難病DBが保有している重症度、個別の診断結果や具体的な医療的ケアの有無といった状態像と障害福祉サービスの利用状況や費用額の把握、等
小慢DB	小児慢性特定疾病児童の障害児支援の利用状況の把握が可能となる。 小慢DBが保有している重症度、個別の診断結果や具体的な医療的ケアの有無といった状態像と障害児支援の利用状況や費用額の把握、等
iDB	将来発生するかもしれないパンデミックに向けた対策に関する研究に有用である。 新型コロナの患者が多数発生した障害者・児施設を使用していた障害者・児がどのような障害福祉サービスを利用したか、その変遷の把握、等
次世代DB	障害の程度に応じた、心電図等の画像データを含む、より詳細な臨床情報の把握が可能となる。

2． 連結申出の際の各DB事務局の連携

2.1 第三者提供の流れ（概要）：申出から公表まで（連結申出）

連結申出の場合の手続きは、それぞれのDBの事務局へ申出をすることを除いて、障害福祉DB単独の申出の場合と同様である。連結申出の場合には、各DB間事務局にて、それぞれのプロセスで連携しながら進める。



3．連結申出の際に追加される審査の観点の概要

3.1 連結申出の際に追加される審査の観点

他の公的DB同様に、審査では、他の公的DBとの連結申出について、障害福祉DB単独の場合と同様の観点に加えて、連結案件特有の観点に基づいて、審査を行うこととしてよい。

審査の主な観点	
研究内容	- 研究について、相当の公益性を有するか - 研究内容から判断して、データ範囲が必要最小限か
公表内容	- 個人を特定しうる公表内容が想定されていないか ➤ 最小集計単位、年齢区分、地域区分の公表内容が問題ないか <u>人権を尊重し、障害者及び障害児の差別や偏見につながらないよう、十分に配慮しているか</u>
セキュリティ要件	データ取扱時の懸念がないか
連結の際の個人特定リスク	- 機微な情報の申出有無や希望する情報の粒度が揃っているか - 連結先DBから提供されるデータと組み合わせた際に個人が特定されるリスクがないか

なお、公表前の段階で、提供者（※）は次の観点から公表物の確認を行う。
場合によっては専門委員会に諮る場合がある。

- 当該研究の成果とあらかじめ承諾された公表形式が整合的か。
 - 「研究の成果の公表にあたっての留意点」の公表形式の基準を満たしているか。
 - 独自に作成・加工した統計等についてはその旨を明記し、提供を主管する省庁が作成・公表している統計等とは異なることを明らかにしているか。
- （※）「提供者」とは以下を指す。
- 障害者に関する障害福祉DBデータの提供の申出の場合は「厚生労働省」
 - 障害児に関する障害福祉DBデータの提供の申出の場合は「こども家庭庁」
 - 障害者及び障害児に関する障害福祉DBデータの提供の申出の場合は「厚生労働省及びこども家庭庁」

連結のリスクを新規追加

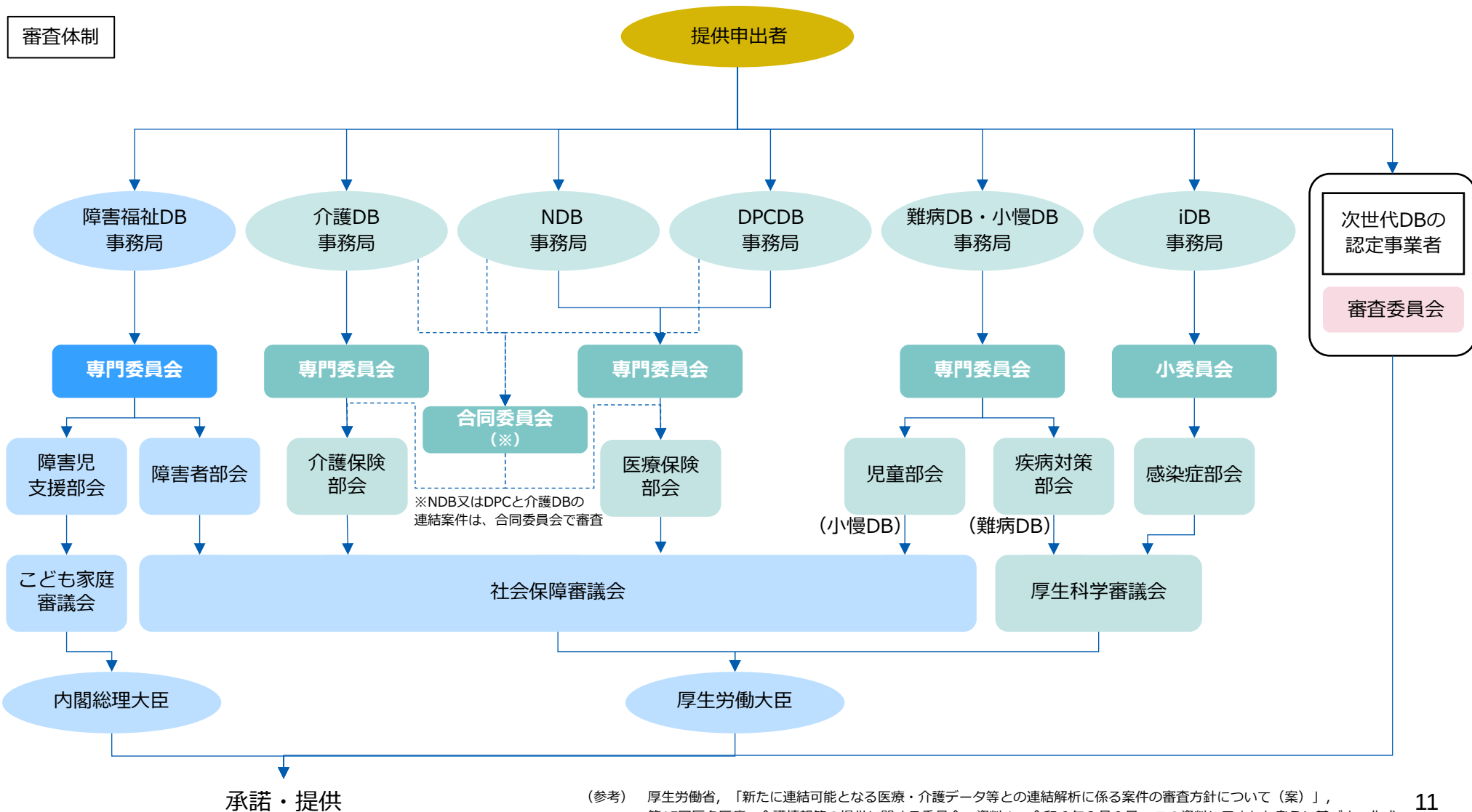
他の公的DBとの連結申出の場合には、連結のリスクも審査の観点となる。

本日の議事2（非公開議事）にて、より具体的な内容をもとに議論予定。

4 . 連結申出の場合の審査体制

4.1 障害福祉DBにおける、他のDBとの連結申出の審査体制

他DBとの連結申出の審査体制については、次のように想定している。



4.2 次世代DBとの連結解析に係る案件の審査の順序（案）

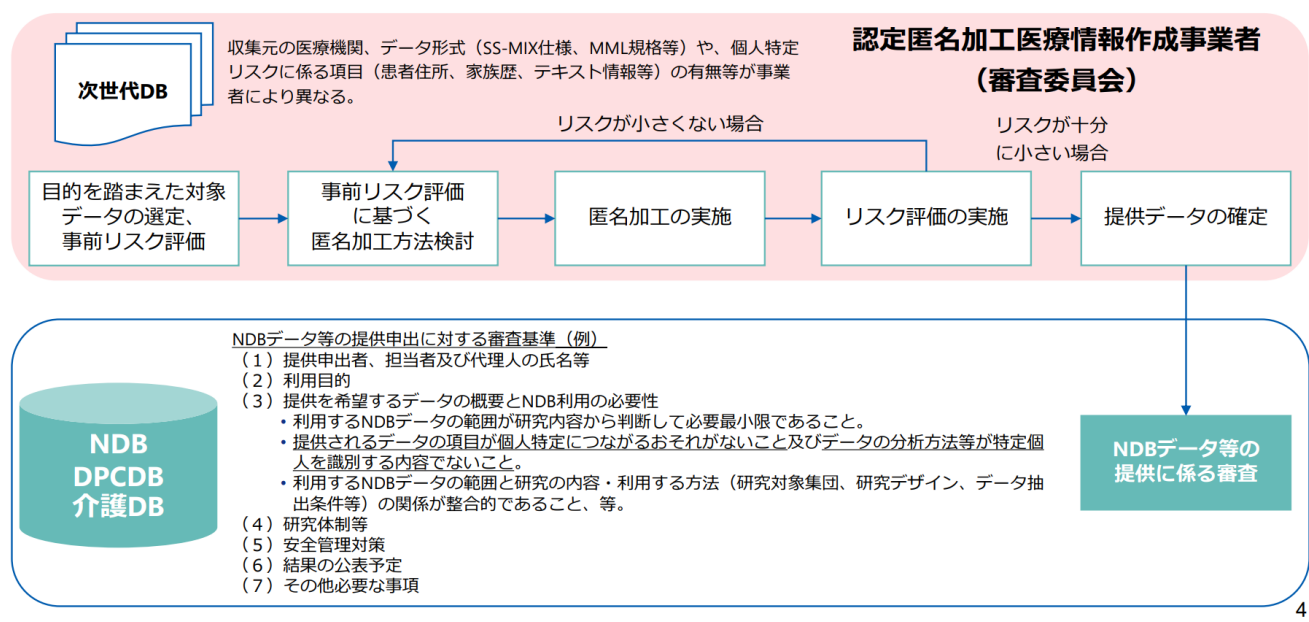
他の公的DBと同様に、次世代DBとの連結解析に係る案件については、次世代DBの認定事業者の審査後に障害福祉DBデータの提供申出に対する審査を行うこととしてはどうか。

次世代DBとの連結解析に係る案件の審査方針（案）

- 次世代DBは認定事業者毎にDBの仕様が異なるほか、匿名加工実施後のリスク評価に基づき、審査を通じて提供されるデータの内容が調整されるため、実際に連結対象となるデータは審査後に確定される。
- このため、次世代DBとの連結解析に係る案件については、次世代認定事業者の審査後にNDBデータ等の提供申出に対する審査を行うこととしてはどうか。

連結先のデータ内容によって、連結時のリスクが変わるため、連結先のデータ内容が確定してから、障害福祉DBの専門委員会に諮ることが望ましいと考えられる。

このため、他の公的DB同様に、データが確定した後に、専門委員会で審査を行ってはどうか。



（出所） 厚生労働省、「新たに連結可能となる医療・介護データ等との連結解析に係る案件の審査方針について（案）」，第15回匿名医療・介護情報等の提供に関する委員会，資料1，令和6年2月9日 に赤囲みを追記。

（参考）障害福祉DBガイドライン（案）における連結解析に関する記載

第3 障害福祉DBデータの提供申出手続

1 あらかじめ確認すべき事項

提供申出者は、障害福祉・他の公的データ等の利用に関する関係法令、障害福祉DBデータの提供に関するホームページに掲載されている本ガイドライン、利用規約、説明資料等をよく確認し、あらかじめ了解した上で提供申出手続を行うこと。ホームページに掲載された期日までに申出の事前相談を行うこと。他の公的データ等との連結解析の申出を行う場合は、提供申出者が連結を行おうとするデータベースのガイドライン等に従って、期日までにそれぞれの窓口提供申出を行うこと。

5 提供申出書の記載事項 (4) 研究計画 ⑤ 他の公的データ等との連結の有無

障害福祉DBデータを他の公的データ等と連結する必要がある場合は、連結対象となるデータベースを記載すること。当該他の公的データ等の利用の申出も行うこと。

第4 提供申出に対する審査

1 審査主体

障害福祉DBデータの提供の可否を判断する審査は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき専門委員会が実施する。本ガイドラインに定めるものの他、専門委員会における審査方法の詳細については、専門委員会で決定することとする。審査は研究者の着想の保護等のため原則非公開で行われる。専門委員会は障害福祉DBデータの提供の判断に当たって、提供申出者又は取扱者に、条件を付すことができる。障害福祉DBデータの提供申出者又は取扱者と関係を有する委員がいる場合には、その申出に対する審査に当該委員は参加しない。専門委員会は、提供申出書の内容が専門的である場合等は、必要に応じ、提供申出書の内容に関する専門的な意見を有する者を招集し、意見を聞くとともに、専門委員会の審査に反映することができる。

提供申出者が、障害福祉DBデータと他の公的データ等との連結解析を申出する場合には、それぞれのデータの提供可否を判断する審査主体の審査を受けること。なお、他の公的データ等との連結解析の申出は、専門委員会で審査を行い、合同委員会は開催しない。

（参考）障害福祉DBガイドライン（案）における連結解析に関する記載

第6 障害福祉DBデータ利用上の安全管理措置等

1 他の情報との照合禁止

提供申出者及び取扱者は、障害福祉DBデータの作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又は連結申出として承諾されていない他の情報と障害福祉DBデータを照合してはならない。